

公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に関するQ & A

担当：支給課税務係

申告書 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

手引き 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の手引き

目次

No	質問一覧	頁
1	【提出の必要性】 申告書を提出することの法的根拠を教えてください。	2
2	【提出の必要性】 申告書を提出しないと、どうなりますか。	2
3	【提出の必要性】 申告する親族がおらず、障害や寡婦・ひとり親にも該当しません。申告書の提出は必要でしょうか。	2
4	【提出の必要性】 現在働いており、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出します。申告書の提出は必要でしょうか。	2
5	【提出の必要性】 日本年金機構等からも申告書が届きました。 人的控除を申告したい場合は、それぞれに提出が必要でしょうか。	2
6	【提出の必要性】 個人番号を用いて所得や障害等を確認することで、毎年提出を省略してほしいです。	2
7	【プレ印字】 昨年申告した内容が印字されていません。	2
8	【プレ印字】 申告書にプリントされた内容（扶養親族等のフリガナ・生年月日等）が誤っています。	2
9	【プレ印字】 あらかじめ印字された扶養親族等の漢字氏名がカタカナになっています。	2
10	【プレ印字】 扶養親族等の氏名欄に印字がありますが、フリガナ欄に印字がありません。	2
11	【所得見積額】 これから年金（給与）収入がある予定のため、正確な収入金額が未定で、控除要件を満たすか分かりません。	3
12	【所得見積額】 相続等の一時的に得た収入は計算に含めますか。	3
13	【所得見積額】 得ている収入が所得見積額の計算に含めるか分かりません。	3
14	【A欄】 寡婦・ひとり親の要件にある夫（妻）の生死が不明な方というのはどのような場合でしょうか。	3
15	【B欄】 婚約者や内縁関係の者、同性のパートナー、離婚したが同居している元配偶者等を、配偶者として申告できますか。	3
16	【B欄】 夫婦それぞれに申告書が送られてきましたが、お互いを控除対象配偶者として申告することはできますか。	3
17	【個人事業主】 青色事業専従者や白色事業専従者に該当する親族を、配偶者又は扶養親族等として申告できますか。	3
18	【個人事業主】 受給者本人が個人事業主として、青色（白色）申告しますが、申告書の提出は必要ですか。	3
19	【個人事業主】 親族が個人事業主として、青色（白色）申告しますが、配偶者又は扶養親族等として申告できますか。	3
20	【住所】 住所の同居の定義はなんですか。	4
21	【住所】 控除対象となる配偶者（又は扶養親族等）が病気の治療のため入院しています。同居に該当しますか。	4
22	【同居特別障害】 受給者本人と別居でも同居特別障害に該当することはありますか。	4
23	【非居住者】 「親族関係書類」について、書類の提出日より1年以上前に発行されたものでも有効な書類として認められますか。	4
24	【非居住者】 国外居住親族について異動がない場合であっても、毎年、「親族関係書類」を提出する必要はありますか。	4
25	【個人番号】 扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の申告欄があるのはなぜですか。	4
26	【個人番号】 受給者本人の個人番号の記載欄がありません。どこに書けばよいですか。	4
27	【切手代】 なぜ切手代は受給者負担なのですか。	4
28	【電子申請】 扶養親族等申告書を電子申請に対応してください。	5
29	【代筆者】 受給者が高齢のため、施設職員等が申告書を代筆してもよいですか。	5
30	【共済使用欄】 申告書のB（C）欄の共済使用欄に印字されている数字は何ですか。	5
31	【源泉徴収票】 申告した扶養親族等の申告内容が記載された源泉徴収票はいつ届きますか。	5
32	【住民税】 申告した扶養親族等の申告内容は、いつからの住民税に反映しますか。	5

No.	カテゴリ	質問	回答
1	提出の必要性	申告書を提出することの法的根拠を教えてください。	所得税法第203条の6に基づきます。年金受給者が、年金から源泉徴収される所得税について人的控除を受けようとする場合には、申告書を公的年金の支払者に提出しなければならないことが所得税法で定められています。ただし、人的控除を受けない場合や、確定申告を行う場合は提出不要であり、提出しないことが不利益になることはありません。
2	提出の必要性	申告書を提出しないと、どうなりますか。	人的控除を受けられません。 基礎的控除のみを適用して一律5.105%の税率を乗じた所得税（復興特別所得税及び防衛特別所得税を含む。）を源泉徴収します。
3	提出の必要性	申告する親族がおらず、障害や寡婦・ひとり親にも該当しません。申告書の提出は必要でしょうか。	申告書の提出は必要ありません。 なお、提出されない場合でも、提出した場合と同様に、基礎的控除のみを適用して一律5.105%の税率を乗じた所得税（復興特別所得税及び防衛特別所得税を含む。）を源泉徴収します。
4	提出の必要性	現在働いており、勤務先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出します。申告書の提出は必要でしょうか。	双方の所得に対して控除が重複して適用されるため提出の必要はありません。 なお、給与所得等が20万円以上かつ年金収入がある場合は、確定申告が必要となっています。詳細は税務署にご相談ください。
5	提出の必要性	日本年金機構等からも申告書が届きました。人的控除を申告したい場合は、それぞれに提出が必要でしょうか。	各種控除について、それぞれの年金で、二重に控除を受けることはできません。そのため、控除を希望する一方の申告書のみ提出してください。 なお、確定申告で各種控除を申告することにより、所得税の精算が行われるため、確定申告を行う場合、申告書の提出は不要です。
6	提出の必要性	個人番号を用いて所得や障害等を確認することで、毎年の提出を省略してほしいです。	当共済組合が個人番号を用いて手続きできる事務処理は厳密に法律で定められており、個人の具体的な情報を把握することはできません。 また、申告書については、申告書が届いた年の翌年12月31日時点を想定した記入が必要であるため、毎年、申告書の提出が必要になります。
7	プレ印字	昨年申告した内容が印字されていません。	申告された内容については、審査の結果、要件に該当しないと判断された場合、控除は適用していません。 控除の適用条件は、手引きの該当ページを参照してください。
8	プレ印字	申告書にプリントされた内容（扶養親族等のフリガナ・生年月日等）が誤っています。	誤っている箇所を二重線で消し、黒のボールペン等で正しい内容に訂正してください。（訂正印は不要。）
9	プレ印字	あらかじめ印字された扶養親族等の漢字氏名がカタカナになっています。	常用漢字ではない漢字の場合は、すべてカタカナに置き換えて登録している場合があります。ご了承ください。
10	プレ印字	扶養親族等の氏名欄に印字がありますが、フリガナ欄に印字がありません。	登録が漏れていたようです。恐れ入りますが、フリガナ欄のご記入をお願いします。

No.	カテゴリ	質問	回答
11	所得見積額	これから年金（給与）収入がある予定のため、正確な収入金額が未定で、控除要件を満たすかわかりません。	収入額が未定の場合は、控除対象に該当しないものとして申告してください。 最終的に控除の対象として該当した場合は、確定申告で修正してください。
12	所得見積額	相続等の一時的に得た収入は計算に含めますか。	相続財産は収入に含みませんが、所得税法上の所得に該当するものは収入に含めて所得見積額を計算します。
13	所得見積額	得ている収入が所得見積額の計算に含めるかわかりません。	所得税法上、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得に該当する収入は、所得見積額の計算に含みますが、詳細は税務署にご相談ください。
14	A 欄	寡婦・ひとり親の要件にある夫（妻）の生死が不明な方というのはどのような場合でしょうか。	以下の3点のいずれかに該当する場合を言います。 1 船舶の沈没や転覆、滅失等により行方不明となった際、現に乗船していた者や飛行機の墜落や滅失等により行方不明となった際、現に航空機に乗っていた者 2 上記1以外で死亡の原因となる危難に遭遇した者のうち、その危難が去った後、1年以上その生死が明らかでない者 3 上記1及び2以外で、3年以上その生死が明らかでない者 ※ 具体的なケースでの判断は、税務署にご相談ください。
15	B 欄	婚約者や内縁関係の者、同性のパートナー、離婚したが同居している元配偶者等を、配偶者として申告できますか。	税法上の配偶者控除は、法律上正式に婚姻届が提出されている配偶者のみが対象となるため申告できません。 ※勤務先の給与規程上で家族手当などの受給対象者であったり、自治体からパートナーとして認められていても法律婚でなければ申告できません。
16	B 欄	夫婦それぞれに申告書が送られてきましたが、お互いを控除対象配偶者として申告することはできますか。	お互いが配偶者控除の要件（所得見積額が95万円以下）を満たしていても、お互いに控除対象配偶者として申告することはできません。 夫婦で比較し、収入の多い一方のみが、控除対象配偶者を申告することができます。 また、同一の子（又は親族）についても、夫婦それぞれが扶養親族等として申告することはできません。どちらか一方の扶養親族等として申告してください。
17	個人事業主	青色事業専従者や白色事業専従者に該当する親族を、配偶者又は扶養親族等として申告できますか。	青色事業専従者として給与の支払いを受ける方や白色事業専従者に該当する親族は申告できません。
18	個人事業主	受給者本人が個人事業主として、青色（白色）申告しますが、申告書の提出は必要ですか。	青色（白色）申告（確定申告）を行う場合、申告書の提出は不要です。 ※確定申告で各種控除を申告することにより、所得税の精算が行われるため。
19	個人事業主	親族が個人事業主として、青色（白色）申告しますが、配偶者又は扶養親族等として申告できますか。	所得要件を満たす場合は、申告できます。 ※個人事業による収入の所得計算については、税務署にご相談ください。

No.	カテゴリ	質問	回答
20	住所	住所の同居の定義はなんですか。	住民票と関係なく、実態として同じ家屋に居住している場合が同居となります。そのため、施設（老人ホームなど）に入所している場合は、別居となります。ただし、病気治療の入院については、同居として差し支えありません。
21	住所	控除対象となる配偶者（又は扶養親族等）が病気の治療のため入院しています。同居に該当しますか。	病気の治療のための入院である限り、その期間が1年以上といった長期にわたるような場合であっても、同居として差し支えありません。ただし、施設（老人ホームなど）へ入所している場合は、その施設（老人ホームなど）が居所となるため、別居となります。
22	同居特別障害	受給者本人と別居でも同居特別障害に該当することはありますか。	受給者本人と別居であっても、以下のように「特別障害に該当する扶養親族等」と「同居する扶養親族等」がいる場合は、同居特別障害者に該当します。 【例①】 受給者本人が老人ホームに入所しており、配偶者と子（扶養親族・特別障害）は同居 【例②】 受給者本人は、父（扶養親族・特別障害）と母（扶養親族）とは別居だが、父母は同居 なお、この際は、申告書の「住所」欄には「2 別居」ではなく、「1 同居」に○をつけてください。 また、D欄（備考）に氏名・住所を記入し、「同居特別障害のため」と記入してください。 氏名は同居している扶養親族等と連名で記入してください。 ※そのほか具体的なケースでの判断は、税務署にご相談ください。
23	非居住者	「親族関係書類」について、書類の提出日より1年以上前に発行されたものでも有効な書類として認められますか。	「親族関係書類」については、法令上、書類の発行日に関する規定はありませんので、書類の提出日より1年以上前に発行されたものであっても有効な書類として認められます。ただし、旅券（パスポート）の写し以外は、必ず原本を提出してください。
24	非居住者	国外居住親族について異動がない場合であっても、毎年、「親族関係書類」を提出する必要がありますありますか。	申告書に記載された国外居住親族が居住者の親族に該当するかどうかは、その申告書が提出される日の現況により判定する必要があるため、申告書を提出する都度、その国外居住親族に係る「親族関係書類」を必ず提出する必要があります。
25	個人番号	扶養親族等の個人番号（マイナンバー）の申告欄があるのはなぜですか。	平成28年分の申告書より、個人番号（マイナンバー）を記入して申告書を提出するように所得税法等の規定が改正されました。扶養親族等の個人番号（マイナンバー）のわかる書類の添付は必要ありません。 ※扶養親族等が海外に居住されている場合は個人番号（マイナンバー）が付番されませんので記入不要です。
26	個人番号	受給者本人の個人番号の記載欄がありません。どこに書けばよいですか。	受給者本人の個人番号は当共済組合で把握しているため記載は不要です。
27	切手代	なぜ切手代は受給者負担なのですか。	扶養親族等申告書は、受給者ご本人がご自身の税務上の取扱いのために提出する申告書です。申告書の提出に伴う費用は、その手続を行う方にご負担いただくことが一般的であることから、返送に要する郵送料につきましても受給者ご本人のご負担としております。 なお、切手代にご了承いただけない場合は、確定申告を行うことで人的控除を適用できますので、そちらをご利用ください。

No.	カテゴリ	質問	回答
28	電子申請	扶養親族等申告書を電子申請に対応してください。	電子申請の導入に当たっては、本人確認やセキュリティの確保、システム開発・運用など様々な課題があることから、書面でのご提出をお願いしております。
29	代筆者	受給者が高齢のため、施設職員等が申告書を代筆してもよいですか。	代理で記入していただいてもかまいません。代理の方が記入される場合は、A欄の「氏名」に受給者本人の氏名を記入し、「代筆者氏名」に代理で記入した方の氏名と受給者本人との続柄（夫、妻、子、成年後見人、施設職員等）を記入してください。
30	共済使用欄	申告書のB（C）欄の共済使用欄に印字されている数字は何ですか。	当共済組合が内部の事務処理で使用する番号です。
31	源泉徴収票	申告した扶養親族等の申告内容が記載された源泉徴収票はいつ届きますか。	申告書が届いた年の翌年12月に届く源泉徴収票に適用された扶養親族等が記載されます。
32	住民税	申告した扶養親族等の申告内容は、いつからの住民税に反映しますか。	申告書が届いた年の翌々年6月からの住民税に反映します。住民税の詳細は、お住まいの自治体にお問い合わせください。